

2012年日本政府年次報告

「国際労働基準の実施を促進するための三者協議に関する条約（第144号）」

（2011年6月1日～2012年5月31日）

1. Iについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

2. IIについて

〔第1条〕

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

〔第2条〕

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

〔第3条〕

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

〔第4条〕

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

〔第5条〕

各事項について、以下のとおり追加する。

(a) について

第101回国際労働総会（ILO総会）の議題「『社会的保護の床』に関する勧告の策定」に関する質問書に対する政府の回答の作成については、ILO懇談会の場での協議が時期的に難しかったことから、書面により協議を行った。それぞれの書面協議の結果、労使代表双方より意見が提出された（別添1～3参照）。

(b) について

第100回ILO総会で採択された2011年の第189号条約及び第201号勧告に係る権限ある機関への提出については、ILO懇談会の場での協議が時期的に難しかったことから、書面により協議を行った。労働者代表より意見が提出され、使用者代表から意見は提出されなかった（別添4参照）。

(c) について

- ・2012年4月17日に開催したILO懇談会の場において、対象条約の選定について労使代表の合意を得た上で、ILO第94号、第149号条約の2条約について協議を行った。
- ・2011年8月9日に開催したILO海事協議会の場において、漁業労働条約について協議を行っ

た。

(d) について

- ・ ILO第81号、第87号、第98号、第100号、第122号、第131号、第144号、第156号、第159号条約に関する2011年の報告書の作成については、2011年9月8日開催のILO懇談会前に労使団体に送付してその意見を聞くとともに、懇談会の場において協議を行った。
- ・ ILO第100号、第131号、第144号及び第156号条約に関する2011年の報告書の作成については、2011年8月9日開催のILO海事協議会前に労使団体に送付してその意見を聞くとともに、海事協議会の場において協議を行った。

(e) について

協議すべき事項は無かった。

〔第6条〕

今次報告期間に開催されたILO懇談会及びILO海事協議会の議事要旨については、別添5～7を参照されたい。

3. IIIについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

4. IVについて

該当無し

5. Vについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

6. VIについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

(使用者団体) 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

第 101 回国際労働総会(2012 年)

報告書Ⅳ(1)

社会正義と公正なグローバル化のための社会的保護の床(日本政府回答)

第 4 議題

質問票

第 311 回理事会(2011 年 6 月)において、基準設定の議題である「社会的保護の床に関する勧告の周期的議論」(1回の討議)を含む第101回 ILO 総会(2012 年 6 月)の議題が決定され、勧告作成に向けた計画も採択されました。この質問票の目的は、提案された勧告に対する加盟国の意見を集約するためのものです。質問票を作成するに当たっては、第 100 回総会で採択された社会的保護(社会保障)の周期的議論にかかる結論文書、特に目標や要素について検討がなされています。

ILO 総会議事規則38条に従って、加盟国は、労働者・使用者代表との協議の上で意見を提出することとなります。三者協議に関する(国際労働基準の)条約(1976 年、144 号条約)を批准している国にとっては、労使との協議は義務となります。質問票への回答作成に当たり、担当省庁が他の関連機関と協議することとなります。

回答の作成に当たっては、一般討議により第 100 回 ILO 総会で採択された社会的保護(社会保障)の周期的議論にかかる結論文書のとおり、この分野における基準関連の活動は勧告の採択に向けたものであることに留意してください。勧告は既存の基準を補完し、それぞれの国の状況や発展の段階に応じた包括的な社会保障制度の中に、社会的保護の床を構築する手助けとなります。「社会的保護の床」という言葉は、各加盟国において発展の状況や段階に応じて促進される概念であり、国々の状況が集合的に言及される場合に、「社会的保護の床」という語句が使われることができます。

事務局が質問票への回答を受け、総会での討議に向けた報告を作成するため、2011 年 11 月 1 日までに回答を提出してください。質問票は、ILO のホームページ(www.ilo.org)にも掲載されています。

< I 予備的質問 >

1. あなたの国において、社会保障の基準に関するILO憲章第19条に基づく質問票により事務局に提出がなされていない法制、活動、個別法、事業、政策等がございましたら、お知らせください。(可能でしたら、コピーまたはウェブページのリンクを送付してください):

コメント:

< II 前文 >

2. 勧告の前文において、フィラデルフィア宣言;1948年世界人権宣言;ILO公正なグローバル化のための社会正義に関する宣言;関連するILOの社会保障の条約と勧告、特に社会保障(最低基準)(102号条約、1952年)、所得保障(67号勧告、1944年)、医的保護(69号勧告、1944年)を想起すべきでしょうか。

はい。

コメント:

3. 勧告の前文において、社会保障が発展そして前進のために社会的・経済的に必要であること、そして

(a) 貧困・社会的疎外・社会不安を削減、緩和、予防するための重要な手段であることを認識すべきでしょうか。

はい。

コメント:

(b) 人々が経済や労働市場における必要な構造変化に適応するための投資であり、危機やその後における効率的な安定化装置であることを認識すべきでしょうか。

はい。

コメント: 社会保障の役割として、生活安定・向上機能、経済安定機能(スタビライザー機能)、今後成長が期待される社会保障関連サービス分野における雇用創出が期待されていると考える。

4. 勧告の前文に、他の検討事項も含めるべきでしょうか。

コメント:

<Ⅲ 目標>

5. 勧告は加盟国に対して、社会保障に対する人権を実現する目的で、
- (a) それぞれの国の状況や発展の段階に応じた、広い社会保障制度の中に、社会的保護の床を構築する方法を規定するべきでしょうか。

はい。

コメント:

- (b) できるだけ多くの人に対して、徐々に高いレベルの社会保障を確実にするための社会保障拡張戦略の中に社会的保護の床を促進する方法を規定し、また、加盟国の社会・経済・雇用政策と一貫性があるべきでしょうか。

はい。

コメント: 所得保障政策と雇用政策、特に受給者が速やかに労働市場に復帰できる積極的労働市場政策との連携は重要であると考えます。

<Ⅳ 国家の社会的保護の床>

6. 勧告では、加盟国はできるだけ早く、生涯を通じて必要とするすべての人々が利用できる、必要不可欠な医療ケアへのアクセス、国家によって定められた最低限の所得保障といった、基本的な社会保障を含む社会的保護の床を構築・促進するべきであると規定するべきでしょうか。

はい。

コメント:

7. 勧告では、加盟国は、少なくとも以下のような基本的社会保障を提供するべきであると規定するべきでしょうか。

- (a) その国に住む一般のすべての人々が、国家により定義された母性保護を含む必要不可欠な医療ケアサービスを利用するため、必要な金銭的な保護を受けること。

はい。

コメント:

- (b) 全ての子供が、栄養・教育・ケアへのアクセスを目的とした、家族／子供への現金給付または現物給付を通じて、少なくとも国家により定義された最低限の所得保障を享受すること。

はい。

コメント:

- (c) その国に住む全ての一般の活動年齢グループの人々で、十分な収入を得られない者が、

社会支援、出産給付、障害給付、他の現金・現物による社会移転や公共雇用プログラムにより最低限の所得保障を享受すること。

はい。

コメント:

(d) その国に住む全ての一般の高齢者が、現金給付または現物給付により、少なくとも国家により定義された最低限の所得保障を享受すること。

はい。

コメント:

8. 勧告では、以下の通り規定するべきでしょうか。

(a) 国家の法律・規制により定義された単純かつ迅速な不服申し立て手続きにより、基本的な社会保障が、行使できる権利として法的に認識されるべきである。

はい。

コメント:

(b) 法律や制度的な枠組みにおいては、給付や受給資格が合理的で、相応な、透明で差別のないものに設計するべきである。

はい。

コメント:

9. 勧告では、基本的な社会保障は、国家により次の観点を熟慮の上定義されるべきであると規定するべきでしょうか。

(a) 最低限の所得保障は、健康でまっとうな生活をする上で、国家により定義される必需品・サービスの金銭価値に少なくとも応じるべきである。

はい。

コメント:

(b) 最低限の所得保障は、合意された貧困水準や、社会支援給付のために定義された収入額、または国家の法律や運用において定義された収入水準に応じたものとするができる。

はい。

コメント:

(c) 必要不可欠な医療ケア用品・サービスへの金銭的保護は、貧困のリスクと医療ケアを必要とする人々の脆弱性を増大することなく、いつでも必要な時にアクセスできるよう、十分なものとなるべきである。

はい。

コメント:

- (d) 基本的な社会保障の水準は、法律に規定された透明な手続きにより、定期的に見直されるべきである。

はい。

コメント:

- (e) これら保障の創設及び水準の見直しは、受益者や関連公共機関と同様に、労働者団体及び使用者団体代表との効率的な社会対話を含むべきである。

はい。

コメント:

10 勧告では、社会的保護の床は、次のようなものであると規定するべきでしょうか。

- (a) 国家により定義された、必要不可欠な商品及びサービスへの効率的なアクセスを容易にする。

はい。

コメント:

- (b) 生産的な経済活動やフォーマルな雇用を促進する。

はい。

コメント:

- (c) 能力及び雇用可能性を高める政策、雇用のインフォーマル性及び不安定性を減少させる政策、まっとうな仕事を創出する政策、企業家精神や持続可能な企業を促進する政策と緊密に調整しながら実施されるべきである。

はい。

コメント:

11. 勧告では、加盟国は、普遍的な給付制度、社会保険、公共雇用プログラム、雇用支援制度、低所得者への給付を行う社会支援制度、またはそれら手段の適切な組み合わせを含む社会的保護の床の基本的な社会保障を促進するために様々な手段、アプローチを用いることができるかと規定するべきでしょうか。

はい。

コメント:

12. 勧告では、国家による社会的保護の床の促進が効率的に行われるために、適切な予防及び促進手法の組み合わせや、給付と社会サービスを必要とすると規定するべきでしょうか。

はい。

コメント:

13. 勧告では、以下の通り規定するべきでしょうか。

(a) 加盟国は、社会的保護の床の財政および会計上の持続可能性を確保するため、異なる人ログループの拠出能力を考慮し、必要な資源を動員する上での様々な手段を選択することができる。

はい。

コメント:

(b) また、より具体的に、これらの選択には、よりよい税の実施や拠出義務、支出優先順位の再設定、歳入基盤の拡大を含むことができる。

はい。

コメント:

14. 勧告では、国家の社会的保護の床は、原則として、国内の資源により賄われるが、低所得国によっては暫定的な国際的財政支援に頼る必要があることに留意すると規定するべきでしょうか。

はい。

コメント: 財政支援とともに、社会保障に関する専門的知識や経験の移転も重要であると考え

る。

<国家の社会保障拡張戦略>

15. 勧告では、加盟国は、効率的な社会対話を通じて、保護する格差を特定し、包括的な社会保障制度を構築することによりその格差を埋めるような長期の社会保障拡張戦略を構想するべきであると規定するべきでしょうか。

はい。

コメント:

16. 勧告では、加盟国の社会保障拡張戦略について、次の通り規定するべきでしょうか。

(a) 社会的保護の床の促進を優先事項とするべきである。

はい。

コメント:

また、

- (b) 同時にできるだけ多くの人に、できるだけ早く、徐々に高い水準の所得保障と医療ケアへのアクセスを積極的に提供するよう模索するべきである。

はい。

コメント:

17. 勧告では、以下の通り規定するべきでしょうか。

社会的保護の床による全体的な保障を促進する上で、経済的及び財政的能力が不十分な加盟国は、全体的な保障がおおよそいつ、どの順序で導入されるか、また計画された支出をまかなう国内の資源がどのように動員されるかといったことを社会保障拡張戦略に定めるべきである。

はい。

コメント:

18. 勧告では、以下の通り規定するべきでしょうか。

加盟国は、効率的な社会対話に基づいて、国家の社会的必要性や経済的・財政的能力に応じ、1952年の社会保障(最低基準)条約(102号条約)及び他のILO条約・勧告を基に、社会保障の範囲をさらに拡大し包括的な社会保障制度を構築するための仕組みを構築するべきである。

はい。

コメント:

19. 勧告では、加盟国に対して、以下の通り促すべきでしょうか。

国家の社会・経済発展過程の中で、1952年の社会保障(最低基準)条約(102号条約)及び国家の状況により関連すると考えられる他のILOの文書の批准及び効率的な促進を確保するための手段をできるだけ早く取る。

はい。

コメント:

20. 勧告では、国家の社会保障拡張戦略に関連する可能性のあるすべてのILO文書のリストを添付するべきでしょうか。また、勧告は、そのリストがILO理事会により更新されることができ、と規定するべきでしょうか。

はい。

コメント:

21. 勧告では、以下の通り規定するべきでしょうか。

社会的保護の床を含む、国家の社会保障拡張戦略は、加盟国の社会・経済発展計画実施の一部または促進する手助けとなるべきである。

はい。

コメント:

22. 勧告では、以下の通り規定するべきでしょうか。

少しずつ進む経済のフォーマル化及び発展は、人々の所得保障や医療ケアへのアクセスの強化の助けとなるべきである。

はい。

コメント:

23. 勧告では、以下の通り規定するべきでしょうか。

国家の社会保障拡張戦略は、都市や農村地域の特定グループ、特に先住民族、少数民族、移民労働者、障害者そして慢性疾患患者、HIV感染者、孤児そして脆弱な子供達のニーズに取り組むべきである。

はい。

コメント:

24. 勧告では、以下の通り規定するべきでしょうか。

社会保障拡張戦略においては、加盟国が特定の期間内に、どのように既存の社会保障の範囲を改善するかという計画を設定するべきである。

はい。

コメント:

25. 勧告では、以下の通り規定するべきでしょうか。

社会保障拡張戦略は、積極的に全人口を対象範囲とすることを漸進的に達成すること、給付の範囲と水準、関連する拠出をまかなうための財政的手段に関して、目標を特定するべきである。

はい。

コメント:

26. 勧告では、以下の通り規定するべきでしょうか。

社会保障拡張戦略は、既存の組織の能力や社会保険または社会支援制度のような社会保障制度の上に適切に構築することを模索するべきである。

はい。

コメント:

27. 勧告では、加盟国が、適切な場合は、拠出制度において拠出する能力のある個人(とそうでない人と)の格差を埋めることを促進するべきでしょうか。

はい。

コメント:

28. 勧告では、社会保障拡張戦略の構想における時期設定と定期的な更新は、効率的な社会対話によると規定するべきでしょうか。

はい。

コメント:

<社会保障拡張のための支援原則>

29. 勧告では、社会保障の拡張は、国レベルでの社会的保護の床の促進を含む、ILO 第 100 回総会(2011 年 6 月)で採択された社会的保護(社会保障)についての周期的議論に関する決議における結論に従って、以下の原則により方向づけられる、と規定するべきでしょうか。

- (a) 全員加入
- (b) 積極的な理解
- (c) マクロ経済政策、雇用・社会政策との一致
- (d) 国家の一般的責任
- (e) 財政メカニズムや給付制度を含む手法・アプローチの多様性
- (f) 給付の適正さと社会保障制度への負担と給付の利益の公正なバランス
- (g) 非差別
- (h) 性別の責任と性別の平等
- (i) 法律により定義された受給資格
- (j) 財政的・会計的そして経済的な持続可能性
- (k) 健全な財政運営と管理を含んだ良いガバナンス
- (l) 構想・統治及び監督を考慮する効率的な社会対話メカニズムを通じた経営者団体及び労働者団体の参加

はい。

コメント:

<進展のモニタリング>

30. 勧告では、加盟国は、適切なメカニズムを通じて、社会的保護の床の促進及び全員加入の

達成やより高い水準の保護に向けた進展を含む社会保障の拡張をモニタリングする、と規定するべきでしょうか。

はい。

コメント:

31. 勧告は、適切なモニタリングメカニズムは以下のものを含むべき、と規定するべきでしょうか。

(a) 行政による記録や世帯調査に基づく社会保障統計の定期的な集計、編纂及び出版

はい。

コメント:

(b) 他に何かメカニズムがありますでしょうか。もしあれば具体的に記載してください。

コメント:

32. 勧告では、社会保障統計は、それぞれの給付の区分ごとに保護される人と受給者の数、受給額、給付と負担の水準及び種類を含むべきである、と規定するべきでしょうか。

コメント:「原則」・「一般的に」等の留保条件を記載しておくべきである。

33. 勧告では、社会保障統計を作成する上で使用されている概念、定義及び手法を構想及び修正する際、加盟国は、国際労働統計家会議及び他の適切な国際機関を含んだ関連するILOのガイダンスを考慮するべきである、と規定するべきでしょうか。

はい。

コメント:

34. 勧告では、加盟国は、加盟国間及びILOとの社会保障政策や実例に関する情報や専門性、経験の共有に貢献するべきである、と規定するべきでしょうか。

はい。

コメント:

<他の課題>

35. 勧告では、この質問票に記載されていない他の要素についても含むべきでしょうか。

コメント:

社会正義と公正なグローバル化のための社会的保護の床

質問票に対する日本労働組合総連合会のコメント

2011年10月25日
日本労働組合総連合会

I. 予備的質問

1. あなたの国において、社会保障の基準に関する ILO 憲章第 19 条に基づく質問票により事務局に提出がなされていない法制、活動、個別法、事業、政策等がございましたら、お知らせください。（可能でしたら、コピーまたはウェブページのリンクを送付してください）：

II. 前文

2. 勧告の前文において、フィラデルフィア宣言；1948 年世界人権宣言；ILO 公正なグローバル化のための社会正義に関する宣言；関連する ILO の社会保障の条約と勧告、特に社会保障（最低基準）（102 号条約、1952 年）、所得保障（67 号勧告、1944 年）、医的保護（69 号勧告、1944 年）を想起すべきでしょうか。

コメント：そのようにすべきである。

3. 勧告の前文において、社会保障が発展そして前進のために社会的・経済的に必要であること、そして
(a) 貧困・社会的疎外・社会不安を削減、緩和、予防するための重要な手段であることを認識すべきでしょうか。

コメント：そのようにすべきである。社会保障の役割、とりわけ、社会の不安・疎外を緩和し、安定的な社会のために、重要かつ有効な手段であることを強調すべきである。

(b) 人々が経済や労働市場における必要な構造変化に適応するための投資であり、危機やその後における効率的な安定化装置であることを認識すべきでしょうか。

コメント：そのようにすべきである。社会保障は、経済、社会の安定機能を持ち、変化に対応する際のセーフティネットとして最も有益に機能するものである。社会保障サービスを通じて、雇用の質を維持し、人材育成にも寄与することができる。社会保障は雇用と連動させることで、人々の労働市場への参加を促進することができる。

4. 勧告の前文に、他の検討事項も含めるべきでしょうか。

コメント：そのようにすべきである。雇用創出機能への期待と可能性についても言及すべきである。医療、介護、保育など、社会保障関連分野は、人々が生活するところには必ず需要があり、今後ますます労働市場として成長の可能性がある分野である。また、社会保障は社会連帯による所得再分配機能を持っており、特に社会保険制度による支えあい機能の重要性について触れるべきである。社会において、とりわけ男女の平等といった、機会の平等に対する社会保障の欠かせない役割についてもまた、強調すべきである。

III. 目標

5. 勧告は加盟国に対して、社会保障に対する人権を実現する目的で、

(a)それぞれの国の状況や発展の段階に応じた、広い社会保障制度の中に、社会的保護の床を構築する方法を規定するべきでしょうか。

コメント：そのようにすべきである。

(b)できるだけ多くの人に対して、徐々に高いレベルの社会保障を確実にするための社会保障拡張戦略の中に社会的保護の床を促進する方法を規定し、また、加盟国の社会・経済・雇用政策と一貫性があるべきでしょうか。

コメント：そのようにすべきである。社会・経済・雇用政策との一貫性は重要なポイントである。積極的労働市場政策との連携は、社会の好循環を加速させることができる。加えて、高いレベルの社会保障とは、少なくとも ILO 第 102 号条約にもとづく保護水準を満たすべきものと示すべきである。

IV. 国家の社会的保護の床

6. 勧告では、加盟国はできるだけ早く、生涯を通じて必要とするすべての人々が利用できる、必要不可欠な医療ケアへのアクセス、国家によって定められた最低限の所得保障といった、基本的な社会保障を含む社会的保護の床を構築・促進するべきであると規定するべきでしょうか。

コメント：そのようにすべきである。

7. 勧告では、加盟国は、少なくとも以下のような基本的社会保障を提供するべきであると規定するべきでしょうか。

(a) その国に住む一般のすべての人々が、国家により定義された母性保護を含む不可欠な医療ケアサービスを利用するため、必要な金銭的な保護を受けること。

コメント：そのようにすべきである。

(b) 全ての子供が、栄養・教育・ケアへのアクセスを目的とした、家族／子供への現金給付または現物給付を通じて、少なくとも国家により定義された最低限の所得保障を享受すること。

コメント：そのようにすべきである。

(c) その国に住む全ての一般の活動年齢グループの人々で、十分な収入を得られない者が、社会支援、出産給付、障害給付、他の現金・現物による社会移転や公共雇用プログラムにより最低限の所得保障を享受すること。

コメント：そのようにすべきである。

(d) その国に住む全ての一般の高齢者が、現金給付または現物給付により、少なくとも国家により定義された最低限の所得保障を享受すること。

コメント：そのようにすべきである。

8. 勧告では、以下の通り規定するべきでしょうか。

(a) 国家の法律・規制により定義された単純かつ迅速な不服申し立て手続きにより、基本的な社会保障が、行使できる権利として法的に認識されるべきである。

コメント：そのようにすべきである。そして、社会保障の権利は明記すべきである。

(b) 法律や制度的な枠組みにおいては、給付や受給資格が合理的で、相応な、透明で差別のないものに設計するべきである。

コメント：そのようにすべきである。特に、性やライフスタイル、ジェンダーに中立的であるべきことを強調する必要がある。

9. 勧告では、基本的な社会保障は、国家により次の観点を熟慮の上定義されるべきであると規定するべきでしょうか。

(a) 最低限の所得保障は、健康でまっとうな生活をする上で、国家により定義される必需品・サービスの金銭価値に少なくとも応じるべきである。

コメント：そのようにすべきである。

(b) 最低限の所得保障は、合意された貧困水準や、社会支援給付のために定義された収入額、または国家の法律や運用において定義された収入水準に応じたものとするができる。

コメント：そのようにすべきである。

(c) 必要不可欠な医療ケア用品・サービスへの金銭的保護は、貧困のリスクと医療ケアを必要とする人々の脆弱性を増大することなく、いつでも必要な時にアクセスできるよう、十分なものとなるべきである。

コメント：そのようにすべきである。

(d) 基本的な社会保障の水準は、法律に規定された透明な手続きにより、定期的に見直されるべきである。

コメント：そのようにすべきである。

(e) これら保障の創設及び水準の見直しは、受益者や関連公共機関と同様に、労働者団体及び使用者団体代表との効率的な社会対話を含むべきである。

コメント：そのようにすべきである。

10. 勧告では、社会的保護の床は、次のようなものであると規定するべきでしょうか。

(a) 国家により定義された、必要不可欠な商品及びサービスへの効率的なアクセスを容易にする。

コメント：そのようにすべきである。

(b) 生産的な経済活動やフォーマルな雇用を促進する。

コメント：そのようにすべきである。

(c) 能力及び雇用可能性を高める政策、雇用のインフォーマル性及び不安定性を減少させる政策、まっとうな仕事を創出する政策、企業家精神や持続可能な企業を促進する政策と緊密に調整しながら実施されるべきである。

コメント：そのようにすべきである。

11. 勧告では、加盟国は、普遍的な給付制度、社会保険、公共雇用プログラム、雇用支援制度、低所得者への給付を行う社会支援制度、またはそれら手段の適切な組み合わせを含む社会的保護の床の基本的な社会保障を促進するために様々な手段、アプローチを用いることができると規定するべきでしょうか。

コメント：そのようにすべきである。

12.勧告では、国家による社会的保護の床の促進が効率的に行われるために、適切な予防及び促進手法の組み合わせや、給付と社会サービスを必要とすると規定するべきでしょうか。

コメント：そのようにすべきである。

13.勧告では、以下の通り規定するべきでしょうか。

(a)加盟国は、社会的保護の床の財政および会計上の持続可能性を確保するため、異なる人口グループの拠出能力を考慮し、必要な資源を動員する上での様々な手段を選択することができる。

コメント：そのようにすべきである。

(b)また、より具体的に、これらの選択には、よりよい税の実施や拠出義務、支出優先順位の再設定、歳入基盤の拡大を含むことができる。

コメント：そのようにすべきである。

14.勧告では、国家の社会的保護の床は、原則として、国内の資源により賄われるが、低所得国によっては暫定的な国際的財政支援に頼る必要があることに留意すると規定するべきでしょうか。

コメント：そのようにすべきである。一時的な財政支援だけでは、国内での持続可能な社会的保護の床作りにつながらないことから、社会保障にかかる人材育成や仕組みづくりのための専門知識やノウハウの移転が重要と思われる。

V.国家の社会保障拡張戦略

15.勧告では、加盟国は、効率的な社会対話を通じて、保護する格差を特定し、包括的な社会保障制度を構築することによりその格差を埋めるような長期の社会保障拡張戦略を構想するべきであると規定するべきでしょうか。

コメント：そのようにすべきである。

16.勧告では、加盟国の社会保障拡張戦略について、次の通り規定するべきでしょうか。

(a)社会的保護の床の促進を優先事項とするべきである。

コメント：そのようにすべきである。公衆衛生、医療的ケア、など基礎的な社会保障サービスについて優先課題を示した方が良い。また各国は実施に向けた明確な期限を設けるべきである。

また、

(b)同時にできるだけ多くの人に、できるだけ早く、徐々に高い水準の所得保障と医療ケアへのアクセスを積極的に提供するよう模索するべきである。

コメント：そのようにすべきである。

17.勧告では、以下の通り規定するべきでしょうか。

社会的保護の床による全体的な保障を促進する上で、経済的及び財政的能力が不十分な加盟国は、全体的な保障がおおよそいつ、どの順序で導入されるか、また計画された支出をまかなう国内の資源がどのように動員されるかといったことを社会保障拡張戦略に定めるべきである。

コメント：そのようにすべきである。

18.勧告では、以下の通り規定するべきでしょうか。

加盟国は、効率的な社会対話に基づいて、国家の社会的必要性や経済的・財政的能力に応じ、1952年の社会保障（最低基準）条約（102号条約）及び他のILO条約・勧告を基に、社会保障の範囲をさらに拡大し包括的な社会保障制度を構築するための仕組みを構築するべきである。

コメント：そのようにすべきである。

19.勧告では、加盟国に対して、以下の通り促すべきでしょうか。

国家の社会・経済発展過程の中で、1952年の社会保障（最低基準）条約（102号条約）及び国家の状況により関連すると考えられる他のILOの文書の批准及び効率的な促進を確保するための手段をできるだけ早く取る。

コメント：そのようにすべきである。

20.勧告では、国家の社会保障拡張戦略に関連する可能性のあるすべてのILO文書のリストを添付するべきでしょうか。また、勧告は、そのリストがILO理事会により更新されることができると規定するべきでしょうか。

コメント：そのようにすべきである。

21.勧告では、以下の通り規定するべきでしょうか。

社会的保護の床を含む、国家の社会保障拡張戦略は、加盟国の社会・経済発展計画実施の一部または促進する手助けとなるべきである。

コメント：そのようにすべきである。加盟国の成長と発展のための将来戦略の基礎となるものであることを明記すべきである。

22.勧告では、以下の通り規定するべきでしょうか。

少しずつ進む経済のフォーマル化及び発展は、人々の所得保障や医療ケアへのアクセスの強化の助けとなるべきである。

コメント：そのようにすべきである。

23.勧告では、以下の通り規定するべきでしょうか。

国家の社会保障拡張戦略は、都市や農村地域の特定グループ、特に先住民族、少数民族、移民労働者、障害者そして慢性疾患患者、HIV感染者、孤児そして脆弱な子供達のニーズに取り組むべきである。

コメント：そのようにすべきである。インクルージョンの観点から、社会的マイノリティに対する積極的な是正措置・支援は必ず盛り込むべきである。

24.勧告では、以下の通り規定するべきでしょうか。

社会保障拡張戦略においては、加盟国が特定の期間内に、どのように既存の社会保障の範囲を改善するかという計画を設定するべきである。

コメント：そのようにすべきである。

25.勧告では、以下の通り規定するべきでしょうか。

社会保障拡張戦略は、積極的に全人口を対象範囲とすることを漸進的に達成すること、給付の範囲と水準、関連する拠出をまかなうための財政的手段に関して、目標を特定するべきである。

コメント：そのようにすべきである。

26.勧告では、以下の通り規定するべきでしょうか。

社会保障拡張戦略は、既存の組織の能力や社会保険または社会支援制度のような社会保障制度の上に適切に構築することを模索するべきである。

コメント：そのようにすべきである。

27.勧告では、加盟国が、適切な場合は、拠出制度において拠出する能力のある個人（とそうでない人）の格差を埋めることを促進するべきでしょうか。

コメント：そのようにすべきであり、そのスキームに労使が参画すべきである。

28.勧告では、社会保障拡張戦略の構想における時期設定と定期的な更新は、効率的な社会対話によると規定するべきでしょうか。

コメント：そのようにすべきである。

VI. 社会保障拡張のための支援原則

29.勧告では、社会保障の拡張は、国レベルでの社会的保護の床の促進を含む、ILO 第 100 回総会（2011 年 6 月）で採択された社会的保護（社会保障）についての周期的議論に関する決議における結論に従って、以下の原則により方向づけられる、と規定するべきでしょうか。

- (a) 全員加入
- (b) 積極的な理解
- (c) マクロ経済政策、雇用・社会政策との一致
- (d) 国家の一般的責任
- (e) 財政メカニズムや給付制度を含む手法・アプローチの多様性
- (f) 給付の適正さと社会保障制度への負担と給付の利益の公正なバランス
- (g) 非差別
- (h) 性別の責任と性別の平等
- (i) 法律により定義された受給資格
- (j) 財政的・会計的そして経済的な持続可能性
- (k) 健全な財政運営と管理を含んだ良いガバナンス
- (l) 構想・統治及び監督を考慮する効率的な社会対話メカニズムを通じた経営者団体及び労働者団体の参加

コメント：そのようにすべきである。

VII. 進展のモニタリング

30.勧告では、加盟国は、適切なメカニズムを通じて、社会的保護の床の促進及び全員加入の達成やより高い水準の保護に向けた進展を含む社会保障の拡張をモニタリングする、と規定するべきでしょうか。

コメント：そのようにすべきである。

31.勧告は、適切なモニタリングメカニズムは以下のものを含むべき、と規定するべきでしょうか。

- (a) 行政による記録や世帯調査に基づく社会保障統計の定期的な集計、編纂及び出版

コメント：そのようにすべきである。

- (b) 他に何かメカニズムがありますでしょうか。もしあれば具体的に記載してください。

コメント：ジェンダー監査による、制度の中立性・公平性の評価のメカニズムを組み込むべきで

ある。

32. Should the Recommendation provide that social security statistics should include for each category of benefit the number of protected persons and beneficiaries, and the amount of benefits, as well as levels and patterns of expenditure and financing?

コメント：現在、ILO、OECDなどいくつかのメルクマールがあるので、国際比較ができるよう社会保障統計の在り方について、その目安を示しておくべきである。

33. 勧告では、社会保障統計を作成する上で使用されている概念、定義及び手法を構想及び修正する際、加盟国は、国際労働統計家会議及び他の適切な国際機関を含んだ関連するILOのガイダンスを考慮すべきである、と規定するべきでしょうか。

コメント：32への回答と同じく、そのようにすべきである。

34. 勧告では、加盟国は、加盟国間及びILOとの社会保障政策や実例に関する情報や専門性、経験の共有に貢献するべきである、と規定するべきでしょうか。

コメント：そのようにすべきである。

VIII. 他の課題

35. 勧告では、この質問票に記載されていない他の要素についても含むべきでしょうか。

コメント：ジェンダーの側面及び、積極的是正措置については項目を起こして明記すべきである。また、当事者参加型の仕組みづくりのプロセスを重視すべきである。

以 上

「社会正義と公正なグローバル化のための社会的保護の床」

日本政府回答に対する経団連意見

2011年10月25日

3 - (b)

人への投資を促すことが、中長期的な持続的成長のための安定基盤となることを明記すべきである。

5 - (b)

社会・経済・雇用政策に加え、財政政策の一貫性も担保する必要があることから、健全な財政・財政管理との連携を図ることも重要と考える。

9 - (b)

裁量的な行政運営を回避するため、法令の運用においては、透明性・公平性の確保が重要である。

14

「国家の社会保護の床は、国内資源で賄われることが大原則である」ことをより強調し、「暫定的な国際的財政支援に頼る必要がある」場合は、極めて例外的取扱いであることを明記すべきである。さらに、「制度の長期的な持続可能性を求めるであれば、国際的支援は、本来、社会保障に関する専門知識や経験の移転などキャパシティービルディングに特化することの方が、国際的財政支援よりも重要であること」を追加すべきである。

20

いいえ。関連する可能性のあるILO文書を添付することの重要性を否定しないが、文書一覧の更新という役割を理事会に新たに付与してまで実施していくことには疑問がある。新しい文書が出てきたときは、ILO事務局が日常業務の中で、制度化や制度改訂を考えている加盟国に対して情報提供すれば足りると考える。

29

一国の人口構造が財政的・会計的・経済的な持続可能性を左右すると解され、明示的に原則として謳う必要性があると考えため、提示された12の原則に

「人口構造への配慮」を追加すべきである。

30

モニタリングに関し、行政の過度な関与や肥大化を回避するとともに、民間にとって過度な負担が課されないよう、留保条件を付ける必要があるため、「そのあり方・手法に関しては、行政手続の負担やコストを勘案し、決定すべきである」ことを追加すべきである。

31 - (b)

国民共通のナショナル ID の導入が考えられる。公平で透明性のある社会保障給付や制度運営に資するとともに、効率的かつ適切なモニタリングシステムとして現在、わが国においてもその早期導入を検討しているところである。

以 上

厚生労働省国際課御中

2012年5月14日
日本労働組合総連合会

**ILO 第 189 号条約及び第 201 号勧告の国会報告に関する
4月24日付貴省連絡に対する意見**

高度人材に対するポイント制による優遇制度が先般5月7日に開始され、高度人材に雇用される家事使用人の帯同が認められることとなりました。

このような情勢の変化を踏まえ、貴省におかれましては、早急に家事労働者をめぐる日本国内の実態把握を行うよう求めます。また、当条約及び勧告の内容について、批准も視野におき、前向きに検討を進めるよう要望します。

以 上

第17回ILO懇談会議事要旨

1. 日時：平成23年9月8日（木） 10：00～12：00

2. 場所：厚生労働省共用第9会議室（19階）

3. 出席者：（敬称略）

（1）労働者側

日本労働組合総連合会国際顧問	桜田 高明
日本労働組合総連合会総合労働局長	新谷 信幸
日本労働組合総連合会総合国際局長	生澤 千裕

（2）使用者側

日本経済団体連合会国際協力本部長	横尾 賢一郎
日本経済団体連合会国際協力本部副本部長	松井 博志
日本経済団体連合会国際協力本部主幹	高澤 滝夫

（3）政府側

厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）	妹尾 吉洋
厚生労働省大臣官房国際課長	藤井 康弘
厚生労働省大臣官房国際課統括調整官	井内 雅明

4. 議題

○報告案件

議題1 第100回ILO総会について

- 1) 政府からの報告
- 2) 意見交換

○協議案件

議題2 2011年 年次報告について

- 1) 政府からの説明
- 2) 意見交換

5. 議事要旨

議題1：第100回ILO総会について

妹尾大臣官房総括審議官（国際担当）からの挨拶、藤井国際課長からの出席者紹介に引き続き、政府側より資料1に基づき第100回ILO総会の概要報告がなされた。

（○家事労働者のディーセント・ワークに関する条約・勧告について）

（労働者側）

条約・勧告が誕生したことを歓迎したい。大切なのは次のステップである国会への報告である。なぜ家事労働者の基準作りが高まりを見せたのか、その背景も含めて国会の場で議論し、認識の共有化を行って欲しい。

(使用者側)

条約・勧告を日本政府が賛成した理由がよく分かるように国会報告を行って欲しい。

(政府側)

家事労働条約及び勧告については、条約の批准の難しさがある一方で、世界的に家事労働者のディーセント・ワークの確立が求められている重要性等を踏まえ、総合的に判断して、今回賛成票を投じた。国会報告という手続きと共に、条約・勧告の内容や背景について、適切な機会に説明を行っていきたい。

議題2：2011年 年次報告について

政府側より、2011年の日本政府年次報告案について資料2-1から資料2-9を用いて説明がなされた後、意見交換が行われた。

(○年次報告全体について)

(使用者側)

このILO懇談会は、日本の雇用・労働政策などのあるべき論を述べる場ではなく、日本が批准した条約の遵守状況に関する事実確認を行う場であると捉えており、その観点から、政府報告について特段意見はない。

(○81号条約)

(労働者側)

福島第一原発内での作業環境について、働いている方々のために、効果的な指導・監督を行って欲しい。労働基準監督官は、司法警察官で、逮捕権限を持っている重要な職務の国家公務員であり、再任用ではなく、現役の定数を増やしてほしい。

(政府側)

厳しい財政事情を踏まえ、再任用職員の活用を図るなどして、総合的な対応を図っていきたい。

(○87・98号条約)

(労働者側)

公務員制度関係は、全体的に、民主党政権になって大きく動いていると評価している。公務員制度改革関連法案は、法案審議を早め、早く成立してほしい。

(○100号条約)

(労働者側)

男女間賃金格差の是正のために、男女雇用機会均等法に性別を理由とする賃金差別の禁止を加えると共に、労働基準法第3条に性別を加える法改正をするべき。有期契約労働者の育児休業取得要件を見直すべき。すべてのパートタイム労働者に対して差別的取扱いを禁止するようパートタイム労働法の改正を行うべき。男女雇用機会均等法の指針から「雇用管理区分」を削除するべき。

(政府側)

男女間賃金格差の改善に向けて、様々な場面で指導を行っていききたい。

(○122号条約)

(労働者側)

高年齢者雇用確保措置の未実施企業が3.4%あるのは問題、強力に指導しているとは言い難い。労使が共に反対していた求職者支援制度の財源に関する労働政策審議会での議論に関連して、雇用・労働政策については、三者構成の労働政策審議会の議論が十分に尊重されるべきである。

(政府側)

高年齢者の雇用確保が全ての企業で実施されるよう、指導の徹底を図る必要があると考える。また、労働政策審議会において、高年齢者雇用政策全般について検討を行うことになっている。求職者支援制度に関する労働政策審議会の建議における御意見については真摯に受け止めたい。

(○131号条約)

(労働者側)

2007年の最低賃金法改正により生計費及び賃金について参照すべきグループが変更になったにもかかわらず、「賃金改定状況調査」が依然として常用労働者30人未満の企業を対象としているのは問題である。漁船員については、最低賃金法の対象とならない者がいるのが問題。目安制度の見直しについて年次報告に記載すべき。最低賃金審議会の公益委員の任命について事前協議を受けていない。最低賃金について、9都道府県で生活保護水準を下回っているのは問題であり、また比較方法についても問題がある。

(政府側)

漁船員については、4業種を除き、関係労使間でコンセンサスが得られておらず、国からも協議が促進されるよう、働きかけを行っている。最低賃金と生活保護水準の乖離については、平成23年度の改定により、相当程度の改善があったところ。また、比較方法については、関係協議会での労使の意見が整わず、当面は現行方法を維持することが適当であるとされたところ。

(○156号条約)

(労働者側)

育児介護休業制度が有期契約労働者にも適用されるように要件を緩和すべき。改正育介法の実施が、従業員100人未満の事業場に適用されていない状況を早く解消してほしい。待機児童の解消対策は、より一層の取組をお願いしたい。育休取得を理由とした解雇等の不利益取扱いの事案が急増しており、企業に対する指導を強化すべき。

(政府側)

有期契約労働者の取得要件の見直しについては、2009年の法改正時の附帯決議に基づいて、今後必要な検討を行ってまいりたい。改正育介法の適用範囲は、全面施行まで一年を切っており、改正内容の更なる周知・徹底を行っていききたい。

待機児童については、関連施策を進め、その解消を図ってまいりたい。

(○159号条約)

(労働者側)

障害者の範囲の見直しについて、もう少し早く取り組んでほしい。障害者の雇用率が1.68%、法定雇用率を満たす企業の割合は全体の半数以下であるのは問題であり、障害者権利条約の早期批准に向けて、国内法整備を進めてほしい。

(了)

第 18 回 I L O 懇談会議事要旨

1. 日時：平成 24 年 4 月 17 日（火） 15：30～17：30

2. 場所：厚生労働省専用第 21 会議室（17 階）

3. 出席者：（敬称略）

（1）労働者側

日本労働組合総連合会国際顧問

桜田 高明

日本労働組合総連合会総合労働局長

新谷 信幸

（2）使用者側

日本経済団体連合会国際協力本部副本部長

松井 博志

（3）政府側

厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当）

妹尾 吉洋

厚生労働省大臣官房国際課統括調整官

井内 雅明

4. 議題

（1）第 313 回 I L O 理事会について

（2）未批准条約について

・第 94 号条約について

・第 149 号条約について

（3）その他

5. 議事要旨

（1）議題 1 第 313 回 I L O 理事会の報告

妹尾総括審議官からの挨拶、井内国際課統括調整官からの出席者紹介に引き続き、政府側より資料 1 に基づき第 313 回 I L O 理事会の概要説明がなされた。

○ミャンマー案件について

（労働者側）

事態が好転していることは好感しているが、その好転が地に足がついたものになるかどうか、引き続き厳しい目を持って見極めたい。また、やむなく国外での活動を余儀なくされている労働組合メンバーが、安心して国内で新たな国作りに積極的に参加できるようになるまでしっかり見届けていきたい。

（使用者側）

次期総会で、今までの様々な措置についての見直しをすることが決まったことについては好感が持てる。現状をきちんと把握して適切な対応をすることが重要。I L O だけ最後まで制裁措置を行うなど他の流れに遅れるようなことがないように対応して欲しい。

○リオ+20 について

（使用者側）

今後、国連がポスト MDG を作成する作業になると考えるが、国連本体だけでどれだ

け行うのか、他の関連機関との連携をどのように行っていくのか、よく見えてこない。環境がメインテーマだが、持続可能な開発(sustainable development)も含まれており、非常に幅広い内容を扱うと理解している。各国政府は、ILOでの議論をしっかりフィードバックしていくべき。

(2) 議題2 未批准条約について

政府側より、資料2-1及び2-2に基づき、第94号条約、149号条約について説明がなされた後、意見交換が行われた。

○第94号条約について

(労働者側)

震災で公共事業が増えている中、重要性を増している条約である。人件費が競争の源泉になっている中、ますます労働条件が下がってしまうことを懸念している。公契約における支出費用の源泉は税金であり、税金を使う公的事業で利益を得ている企業は、その雇用する労働者に対して人間らしい生活・労働条件を保障するべきであること、また、発注者である公的機関はそれを担保するための責任を負うこと、という考え方に基づき、第94号条約において公契約に関する規定が設けられていると我々は考えている。国内の法整備を行い、第94号条約の批准を経て、政府としてもそのような取組を加速するべきである。

(使用者側)

趣旨は理解できるが、日本で本当にできるのか疑問を感じる。条約批准の問題ではなく、国の予算制約の問題が根本にあるのではないかと思われ、今後の展開は現実的に難しいと考える。

(政府側)

最近の公共事業その他の公契約の賃金所得は、職種に関わらず、限りなく最低ラインに近い状況であり、公契約の在り方に問題意識を持っている。現在、公契約条例等を制定した地方自治体の取組に関する情報収集を行っており、今後、さらに研究を進め、具体的なスケジュール感が出せるよう努力したい。

○第149号条約について

(労働者側)

看護職員の離職に歯止めをかけ、医療の質を高めるためには、看護職員の教育、研修とともに労働時間と仕事との調和、両立支援が必要で、第149号条約の批准に向けた国内法の整備が重要である。看護師等の「雇用の質」の向上に関する厚生労働省内プロジェクトチームが報告書を取りまとめたが、実効性ある取り組みを行ってほしい。労基法にある常時10人未満の労働者を使用する事業場に関する特例はいつまで残すのか。また、長時間労働が問題視されている自動車運転者の改善基準告示のようなガイドラインの作成を進めるべき。

(使用者側)

そのようなガイドラインの作成は逆に規制のレベルを下げることにならないか危惧する。

(政府側)

看護分野においては、労使のコミュニケーションが十分とれていない可能性があること、公的保険制度で支えられているという点で通常の労働条件設定と違う部分があることなど、非常に難しい問題はあるが、今後、労働行政としても継続的に取り組む体制作りを進めている。

(3) その他

(労働者側) ILO 懇談会はこれまで非公開で開催されてきたが、未批准条約の批准を前進させるため、懇談会を公開して、条約に対する政府の姿勢を公に示すべきである。

(使用者側) 審議会が、非公開であった時期と公開された以降の時期における自身の経験からすると、公開すると委員同士の実質的な議論にならないので、非公開を維持すべきである
(以上)

2011年8月9日

問い合わせ先

国土交通省海事局
総務課国際企画調整室

伊藤 内線) 45-622
直通) 5253-8656

第8回 ILO 海事協議会の概要について

1. 日 時

8月9日（火）15：00～16：00

2. 場 所

中央合同庁舎3号館10階海事局第6会議室

3. 出席者

(1) 労働者代表

全日本海員組合国際・国内政策局総合政策部長、同国際局外航部長、同国内局国内部長、同水産局水産部長

(2) 使用者代表

社団法人日本船主協会常務理事、日本内航海運組合総連合会調査企画部担当部長、社団法人大日本水産会漁政部部長、社団法人日本旅客船協会労海務部長

(3) 国土交通省

海事局海事人材政策課長、同運航労務課長、同総務課国際企画調整室長

(4) 水産庁

漁政部企画課漁業労働班長

4. 会議の概要

- 「2011年ILO年次報告」について事務局から年次報告の内容を説明いたしました。
- 労働者代表から、第131号条約に係る報告に関連して、現在最低賃金法に基づく最低賃金が決定されていない業種については、本条約に基づく最低賃金制度の対象とされない賃金労働者として年次報告に記載すべきではないかとの意見がありました。
これに対し、国土交通省から、当該業種も最低賃金制度の対象となっているが、関係労使間のコンセンサスが得られていないために最低賃金を設定するに至っていない状況にあることを説明した上で、関係労使間での協議が進むよう国からも働きかけをしていく旨回答しました。
- 漁業労働条約について、労働者代表から、我が国の早期批准について要望がありました。

以上

日本政府年次報告「ILO 第 144 号条約（国際労働基準の実施を促進するための三者協議に関する条約）」（1976 年）の適用に関する日本労働組合総連合会の意見

2012 年 8 月 24 日
日本労働組合総連合会

II. 第 5 条第 1 項(c) について

ILO 懇談会は、2003 年以降、これまで 18 回の会合が開催された。しかしこの懇談会を通じて、中核的労働基準である第 105 号条約および第 111 号条約など未批准条約の批准に向け、目立った進捗が見られたとは言い難い。

連合は、未批准条約の批准促進に向けて、改正すべき国内法と慣行を公式に明らかにすること、あるいは ILO 懇談会の議論を公開すること、あるいは懇談会の開催頻度を増やすこと等により、ILO 懇談会を強化するよう政府に求める。

以 上